

◎議 事 日 程（第1号）

平成17年11月29日（火曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 市長招集あいさつ
- 日程第4 議案第37号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第38号 愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第39号 愛西市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第42号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第43号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第44号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第45号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 委員会付託の省略について
- 日程第14 議案第37号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第38号 愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第39号 愛西市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第40号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第41号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第42号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第43号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第44号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第45号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（56名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（1名）

51番 堀田幸比古君

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
秘書室長	佐藤信男君	総務部長	中野正三君
企画部長	石原光君	教育部長	八木富夫君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（横井滋一君）

本日は御苦労さまです。御案内の定刻になりました。

51番の堀田幸比古議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第2回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番・村上守国議員、8番・岡本敏秋議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、11月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を去る11月24日に、委員全員の御出席のもと、正・副議長にも御出席をしていただき、本日の臨時会の日程について御協議をしていただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

12月定例会を前に、臨時会をお願い申し上げました。他の自治体では、12月定例会を早めてというところもあるようですが、私ども、臨時会をお願いを申し上げました。御多用の中、議員各位におかれましてはそれぞれ御出席をいただきましてありがとうございました。

本臨時会にお願いします内容につきましては、人事院の勧告によりますところの国家公務員の給与改定がなされたことにより、12月1日を基準日とする期末・勤勉手当等の改定がなされました。そうしたことで、基準日前の御審議をいただくということでお願いを申し上げます。職員の給与に関する条例3条例の改正と、この条例改正に伴いますところの一般会計、あるいは特別会計の補正予算5議案をお願いするものでございます。各議案とも十分御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、きょうは部長職以上すべて出席をさせていただいておりますが、1人、経済建設部長が、私の代理で国の方へ日光川水系の期成同盟会の陳情で出かけております。そんなことで、篠田経済建設部長が欠席をさせていただいておりますので、よろしくをお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（横井滋一君）

ここでお諮りをいたします。議案整理のため、暫時休憩をとりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第37号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

日程第4・議案第37号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第37号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてをお願いいたします。

この内容につきまして、愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、国家公務員の給与改定がなされたのに伴い、改正する必要があるからであります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（横井滋一君）

内容説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。

愛西市条例第165号、愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をお願いするものでございます。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございますが、改正内容につきましては、議案第37号資料3ページで御説明をさせていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正の概要をお願いいたします。

この改正は、人事院の給与勧告に基づき、国家公務員の給与改正に準じお願いをするものですが、月額給料格差マイナス0.36%を給料、扶養手当、その他の手当で行い、民間ボーナス4.46月との差額、私ども今4.40でございますが、この差の0.05月を勤勉手当で改めるものでございます。

1番として、第11条第1項第1号に定めます医師の初任給調整手当の改正でございますが、月額「26万9,300円」を「26万8,500円」に改めるものでございます。

続きまして、第12条第3項、扶養手当の改正でございますが、配偶者に係る扶養手当の支給月額を、500円引き下げて現行の「1万3,500円」を「1万3,000円」に改めるものでございます。

第21条第2項第1号で再任用以外の職員の期末・勤勉手当の改正でございますが、勤勉手当を0.05月分引き上げてお願いをするものでございますが、本年度の勤勉手当12月期分でございますが、0.7月を0.75月に改めるものでございます。

第21条第2項第2号におきましては再任用職員の期末・勤勉手当でございますが、勤勉手当を同じく0.05月分引き上げまして、本年度の勤勉手当12月期分0.35を0.4月に改めるものでございます。

そして、条例のところで別表第1、これは行政職給料表でございます。別表第2は単労職給料表及び別表第3医療職給料表の給料月額の改正でございますが、給料月額を平均0.3%引き下げるものでございます。

4ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日として、平成17年12月1日からお願いをするものでございます。

そして、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、4月からこの改定の実施期日前月まで、11月までの期間に係る官民較差相当分0.36%を解消するため、調整措置を12月期の期末手当で行うものでございます。計算式といたしましては、12月の期末手当は、基準額から調整額の①プラス②でございますが、①としましては、4月の給料、管理職手当等の諸手当に0.36%を掛け、かつ4月から11月までの8ヵ月分を掛けるものでございます。そしてもう一つは、17年6月期の期末・勤勉手当に同じく0.36%を掛けて、そのものを加えた

ものを期末手当から減ずるといふものが調整額でございます。なお、この改正によります愛西市職員の年間給与の影響額としまして、一般会計、特別会計、587人おりますけど、この中では年間として2,930円の減となるものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、議案第37号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

5点ほど質問したいと思います。

今、職員1人当たり2,930円という話がありましたけれども、今、概要の説明がありました各項目ごとに影響額、合計の金額と1人当たりの金額を明らかにしていただきたいというのが1点であります。

それから、官民較差をならすということなんですが、これは地域によって随分違うと思うんですね。最も悪い北海道は5%近い格差があるけれども、愛知県などは、8月の人勧の発表のときには民間の方が0.7%高いという数字も出ておるかというふうに思いますが、今回、愛知県の人事委員会が10月6日に0.31という数字を発表しておりますけれども、我が愛西市が12月から0.3引き下げると。遡及分については0.36というようなことを決めた計算は、もう少しわかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

それから3点目に、実質的に、これは4月にさかのぼった、調整といいながら0.36というパーセントについては、いわゆる不利益は遡及しないということの原則が破られているのではないかというふうに思いますが、なぜ不利益不遡及の原則が今回このような形で守られないのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、やはり何と云っても、大企業があまりないこの愛西市などでは、公務員の市役所の職員の給与というのは地域経済に大きな影響を与えるというふうに思います。この地域経済への影響額は、例えば愛知県全体でいえば999億1,000万という数字も出ておりますし、間接的なものでいえば1,460億7,000万の影響があるという数字が出ております。関連の労働者、学校や病院や福祉施設や農協その他、公務員の給与を参考にして給与を定めていくさまざまな団体があるだろうというふうに思いますが、そういったものをあわせれば、やはりその影響というのは2倍から3倍の人たちに及んでいくのではないかというふうに思いますが、そういう点で大変大きな地域経済への影響額を与えるだろうと思いますが、その点の影響はどのように考えているのか、説明いただきたいというふうに思います。

それから5点目に、ことしの人勧については、このような官民較差の是正の措置と同時に、来年度から給与構造の改革を言っていますが、この給与構造の改革の中には、調整手当をなくして地域手当を新たに創設する問題であるとか、成果主義賃金を導入して職員間に格差をつける問題や、あるいは肩書、管理職手当を上げて、その職についているかどうかによる格差、さまざまな格差をつけようというふうにしていますが、06年度からの人勧でいう給与構造の改革の問題については、今回の条例改正とどのような絡みで市は考えているのか。これから全く白

紙状態なのか、既に来年度は考えておるといふことなのか、御説明をいただきたいというふう
に思います。

○総務部長（中野正三君）

まず、第1点目の各項目ということでございますが、今、申し上げましたような調整額でござ
います。一般会計におきましては、調整額総額では632万3,331円、533人で割りますと
1万1,863円のマイナスという形の調整額でございます。これは特別会計も含めると、先ほ
ど587人と申し上げましたけど、その総額が695万1,026円ということで、1万1,841円の平
均の調整額になろうかと思っております。

今度お願いをします12月から3月までの影響額でございますが、平均額をちょっと時間がな
くて出せませんでしたので、額だけ申し上げますけど、一般会計では給料表の改定、0.3%の
平均でまいりますと346万181円の減になると。これは給料表ばかりではなくて、それに伴い
ます管理職手当とか調整手当、期末手当、勤勉手当等のはね返りも含めまして346万181円。
これは今ちょっと概算で計算しましたけど、533人で割りますと6,491円という形になります。
特別会計を含めると380万2,905円でございますが、6,478円の減となるというものでござ
います。もう一つ、配偶者手当が500円減になるということでございますが、これもはね返り
分も含めまして、一般会計59万868円、特別会計を含んで62万9,413円という形になります。
一般会計で1,108円でございますし、特別会計を含みますと1,072円、これが平均でございま
す。ただ、この配偶者の扶養手当の人数につきましては、今、私、平均で割っちゃいましたけ
ど、一般会計では174名、特別会計を入れますと186名という形になります。先ほども申し上
げましたように、今度、勤勉手当の0.05月でございますが、これがプラスに転じる方でござい
ますが、881万1,274円、これは一般会計でございます。合計額が特別会計も含めて966万
3,514円がプラスに転じる方でございます。そんな形で、先ほど申し上げましたように、年間
の1人当たりのプラス・マイナスをしますと、一般会計で1人当たり年間額が2,933円、特別
会計を含めると2,930円という形になります。

2点目でございますが、官民較差のばらつき、確かに永井議員がおっしゃるように、地域格
差はあろうかと思っておりますし、また全国一律ではないことも承知はしております。私どもとし
ては、過去に人事委員会を持たない団体として、国の国家公務員に準じた給与の支払いの方法、
また運用の方法をずっと続けてまいりましたが、私どもとしては、そういう状況の中で、今
度もこの人事院の勧告により、これに基づきまして地方公務員の方も変わってくるという形で
お願いをしたものでございます。

3点目の遡及という御指摘でございますが、どちらにしても私ども、起点といえますかそこ
を調査して、民間との格差の把握をするまでに国の方も時間がかかるという形で、このような
形を調整額という形で反映されております。私どもも現時点からではなくて、その調査時点か
らでお願いをしたいというふうに思っております。

それから、4点目の地域経済への影響額云々ということでございますが、確かに今、景気が
いいのか悪いのかよくわからない部分もある昨今でございますし、永井議員御指摘のように、

公務員の給料を準用している部分も確かに、企業といますか、団体といますか、そういうところでもあろうかと思いますが、私どもとしては、あくまで市民の方に対しての我々の給与の考え方としてこういう形をお願いをしているものでございます。

5点目の人事院勧告につきましては、2ヵ年といますか、17年度分と18年度分が出てきているものでございます。給料表の切りかえといますか、10級のものを9級に短縮するというような国のことも出ておりますし、これにおきましては来年18年の3月の議会をお願いする予定をしておりますが、確かに調整手当が、現行では私どもは無支給地にもかかわりませず8%いただいていることも事実でございます。これが今回の勧告の中で反映されてきましたのが地域手当3%という数値になっております。この辺と、また永井議員がおっしゃいますような成果主義といますか、能力主義といますかその辺も昇給、そして勤勉手当への反映も今後せざるを得ないというふうには考えております。以上でございます。

○38番（永井千年君）

今、具体的に明らかになったところと明らかになっていないところがありますが、2点目の要するに官民較差の地域差というものは、その地域の事情に応じて人勸を解釈してやるというふうにはならないんですか。そういうことはできないということなんですか。あくまで全国の平均の数字でもってやらざるを得ないということの根拠がちょっとよくわからないんですが、その点の再説明をいただきたいというふうに思います。

それから、今、不利益不遡及の原則の話は、調整額であって、これは遡及ではないというふうにあくまで考えてみえるんでしょうか。いや、遡及だけど、あまり好ましくないけど、今回については例外的に我慢してくださいというようなことなのか、いや、最高裁で確定している不利益不遡及の原則をあくまで守った上での、それに違反しない範囲内の調整だというふうに言われるのか、その辺がちょっとよくわからなかったものですから、再説明を求めたいと思います。

それから、地域経済への影響額については、それぞれの市役所が、愛知県は今、私が先ほど申し上げましたように1,000億近い直接の影響額というものが出ておりますけれども、それぞれの市役所が、愛西市という単位で地域経済にどのような影響を与えるかということ、こうした給料の改定をやる時にはやはり考えなくちゃいけないと思うんですね。その点が今、ちょっと答弁をいただけなかったものですから。地域経済への影響額がどの程度のものなのかということについては試算はできないんですか。それとも、一定のやり方でもってできれば、やはりこれは示していただかないといかんというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから今、5番目の06年度からの給与構造の改革の問題で具体的な数字が一つ出されましたけれども、8%という調整手当を3%という地域手当、名称を変えて3%にするというような話がありましたが、それであれば5%の引き下げということになりますので、それらを含めた今回の提案ということになりますと、非常に今言われたような1人当たり2,930円といった小さな数字ではなくて、例えば30歳で50万とか、55歳で80万、90万とか、そういった大きな数字になるのではないかと。そうした全体の給与の引き下げの一環として今回提案されていると

ということなんでしょうか。そうした数字についても既に試算をしてみえるんでしょうか。06年度で提案する提案の試算などはどうでしょう。それも今回提案に当たって、一つの人勧としての一連のもので5年、6年に分けて提案するということでもありますので、資料が手元にあれば説明をいただきたいというふうに思います。

○総務部長（中野正三君）

まず、再度質問をお受けいたしました官民較差の地域的なことというふうに受けとめておりますが、これは私どもは、国の人事院が行いました全国で8,300ほどの民間事業所の35万人の方の給与を段階的に拾ったものを平均としております。これは全国的なものでございますけど、私どもに例えば置きかえた場合、愛西市においては、愛西市の中ばかりではなくて愛西市から他の地域で働きになってみえる方という形、いろいろあろうかと思えます。現時点では、私どもはその中でその給与の分析をするだけの陣容を持っておりませんし、私ども従来、今回は一部減となるわけでございますが、上がる時にも人事院勧告をもとにして給与改定をお願いしてまいりました。確かに、例えばの話ですけど、私どもと隣同士であっても永井議員のおっしゃるような格差は当然生じるかと思えますけど、現行では私どもとしてもたれるところといえますか、お願いをする根拠となるものは国家公務員の給与の人事院勧告に基づいてお願いをしたものでございます。

その次の調整額というものは遡及ではないかという御指摘でございますが、私どもは、4月の基準日に即行うような状況ではなくて、現時点で給与格差がわかった時点で、今まででもさかのぼりで差額というような形をお願いをした経緯もございます。これは利益だからというような御認識かもしれませんが、私どもとしては、それじゃあマイナスのときだけ調整をしないのかという話は、決して一般の市民の方に御理解をいただけるものではないというふうに思っております。ですから、私どもとして、今の基準となりました時点との差、官民較差を調整額でもってお願いをしている状況下でございます。

この地域における影響額の試算というものは、私ども持っておりません。確かにおっしゃるように、いろんな団体が国の給料表をお使いになったり県の給料表をお使いになったりして、その影響が出ることは重々承知はしておりますけど、それが愛西市全体にどのような減になるかというような形までは私ども持っておりません。

それから、地域手当におきましては、来年度は調整手当自体の支給項目がなくなるという状況下の中でございますので、そういう形で、調整手当を地域手当の方に改めざるを得ないという認識を持っております。ただ、今、永井議員から御質問がありましたような、18年4月1日からの試算的なものは現在では持っておりません。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第38号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第38号：愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第38号をお願いいたします。愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、国家公務員の給与改定がなされたのに伴い、改正する必要があるからであります。

担当より御説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第166号、愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

愛西市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

期末手当を規定いたします第6条第2項中の12月期の支給率でございしますが、「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成17年12月1日から施行するものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、議案第38号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○3番（吉川三津子君）

先ほどは一般職員についてでしたけれども、今回、議員と特別職、それから教育長についても出てきているんですが、この改定の必要の根拠についてお伺いしたいと思います。

私の方として、自治体の裁量でこれが決められてもいいものだというふうに理解しているんですけども、職員については民間との格差という理由が明確ですが、こちらについては理由がちょっとわかりませんので、その辺のところの説明をお願いいたします。

○総務部長（中野正三君）

先ほど、職員のところの期末・勤勉手当の民間のボーナスが4.46と申し上げました。私ども職員の方が4.40ということで、0.06月の差がございします。これが職員側は期末手当の方に0.05月反映をさせていただいておるものでございします。国の国家公務員の方で、私ども職員の方もそれに基づいてお願いをしているわけでございしますけど、その差の0.05月を特別職、常勤・非

常勤にかかわりませず、特別職の方におきましての期末手当が出ている部分におきましては、12月期の期末手当で0.05月をお願いするという形でございます。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

○13番（真野和久君）

今、吉川議員が質問されましたが、その根拠についてですけれども、一般職の方で期末手当、勤勉手当のところ0.05引き上げられたということに倣ってということでは言われましたが、実際、現実的な問題として、一般職員と特別職は、やはり給与に関しても別の規定を持っているわけでありまして、当然こうした手当についても別の基準でやればいいんじゃないかというふうに思います。その点でいうと、そもそもそうしたことからいっても、ただその基準に合わせ、そのまま0.05上乘せするということは、やはり根拠に乏しいのではないかと。特に期末手当ということでは、そもそも職員の方の期末手当の基準そのものは変わっていないところで、読みかえの部分でこちらの方は0.05引き上げるという形になっています。そういうことを考えても、やはり全体的に今、市の経費を削減するというようなことも考えている中で、支出根拠が単に倣って上げるというのは、やはり根拠に薄いのではないかというふうに思います。これは別に個別に、今回の国家公務員の給与改定においてこれを改定しなければならないという根拠もないと思いますけれども、その点も含めて説明をもう一度お願いします。

○総務部長（中野正三君）

私どもは、この人事院勧告といいますのは、先ほども吉川議員の御質問の中と重複するかもしれないかもしれませんが、人事院勧告というものは、一般職もそうでございますけど、特別職の方も含めた話というふうに解釈をしております。その中で、この期末手当0.05も、私どもは条例改正、今4件お願いをしておりますけど、これは国の改定を準用している自治体として、一体のものとして御提案を申し上げた次第でございます。以上でございます。

○38番（永井千年君）

現在、旧4町村ごとに報酬が別々に決まっておりますけれども、今回の0.05ということですが、調整金額がありますよね、現在が20%でしたか。それも含めて考えると、0.06の数字になると考えてよろしいのでしょうか。具体的にちょっと各町村ごとに数字を示していただきたいと思っております。

○総務部長（中野正三君）

個々の数字までは私、掌握しておりません。といいますのは、全体で、後で補正のところでは申し上げようかと思いましたが、議会議員の方のこの期末手当の0.05月の補正額、議会事務局より御提出をいただきましたけど、総額におきましては99万9,600円というのが影響額ということで計算式はいただいております。ただ、個々の町村での影響額というところまでは承知しておりません。

○38番（永井千年君）

今の数字は20%を含んでいるんですか。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第39号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第39号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由、その内容説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第39号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由としまして、この内容につきましても、国家公務員の給与改定がなされたのに伴い、改正する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第167号をお願いいたします。愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

諸手当として、期末手当を規定いたします第4条中の12月期の支給率を「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成17年12月1日から施行するものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、議案第39号についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○13番（真野和久君）

先ほどの質問では総務部長に御回答いただきましたが、この件に関しては、市長にぜひとも見解を伺いたいと思います。先ほど総務部長の方からは、市としては、特別職であろうとも、一般職と同じように連動して考えていると。であるから、特別職についてもやっぱり今回は引き上げという話がありました。しかし、市長におかれましては、市長になられたときに、みずからの給与に関しての削減案を提案され、あるいはまた収入役を置かないというような形で

の人件費の削減をされてきたわけであります。そういう点も含めて、やはり特別職に関して、決して人事院勧告に合わせてそのまま連動させるということに、そういう必要はないというふうに私は思いますけれども、市長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（八木忠男君）

御指摘いただいた内容につきまして、自分でも十二分に承知をしているつもりでありますけれども、この件につきましても、関係の近隣の市の状況も掌握しながら、そんな中で判断をさせていただきます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第40号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第40号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第40号をお願いします。愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、お願いをします。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、これも国家公務員の給与改定がなされたのに伴い、改正する必要があるからであります。

内容は担当より御説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第168号をお願いいたします。愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

給与として、期末手当を規定する第2条第3項中の12月期の支払い率を、「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成17年12月1日から施行するものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、議案第40号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第41号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第41号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第41号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第4号）。

平成17年度愛西市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,368万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億5,373万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出であります。

内容につきまして、担当より御説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、一般会計補正予算（第4号）の歳出からお願いをいたします。

給与費につきましては、後段において一括で御説明をさせていただきますが、まず12ページ、13ページをお願いいたします。

2款の総務費、6目の財産管理費で12節役務費でございますが、先ほど助役より御説明を申し上げましたが、市役所東側の駐車場拡張のため、用地取得を行う手続が必要となってまいりました。このため、27万3,000円の補正をお願いしているものでございます。内訳といたしましては、土地収用法に基づく事業認定申請書を愛知県知事に提出するための手数料15万8,000円と、この申請書を提出する前に事業説明会を開催しなければなりません。この開催広告を地方紙に掲載する費用として11万5,000円を計上させていただきました。なお、位置図、地籍図等におきましては、資料としてお手元にお届けをしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

20ページ、21ページをお願いいたします。

今回補正をお願いしております4特別会計の人件費に伴います補正予算に対する繰出金をそれぞれ計上しておりますので、お願いを申し上げます。

まず3款民生費、今の20ページ、21ページでございますが、3款民生費の1目社会福祉総務費の28節で国保特別会計繰出金として457万7,000円。2目老人福祉費の28節で介護保険特別会計繰出金として117万7,000円を計上させていただいております。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。6款の農林水産業費の9目農

業集落排水費の28節で農業集落排水事業等特別会計繰出金 217万 2,000円でございますし、次ページの28ページ、29ページでは土木費の3目の下水道費でございますが、同じく28節で公共下水道事業特別会計繰出金、これはマイナスでございますが 313万 3,000円の減額補正をお願いしております。4特別会計で 479万 3,000円の繰出金を補正計上させていただいております。

次に36ページ、最後の前のページでございますが、給与費明細書をお願いいたします。

まず特別職の方の御説明でございますが、一番下の比較の欄をご覧いただきたいと思えます。長等の給与、これは市長と助役の定めでございますが、給料として 330万 8,000円の減額でございます。これは市長の10%の減額分と、ここも途中就任という形がございましたが、年度途中という形がございました。そして、助役も7月の就任でございますので、その間の給料の減額をさせていただいております。そして期末手当につきましては、市長、助役ともに、先ほど申しあげましたように、年度途中の就任でございますので減額をさせていただいておりますが、今回の条例改正の0.05月分におきましては、市長、助役ともプラスの方で10万 6,000円となります。その差し引きで減額の 125万 8,000円を期末手当で計上させていただいております。その他手当につきましては、通勤手当の減額でございます。

議員の方の報酬は、お1人の方が途中の御退任がございましたので、この減額でございます。そして、期末手当におきましては、32万 1,000円の計上でございますが、退任者の方分を減じ計上してございます。ただし、改正分の0.05月分がございましたので、その部分が、先ほど条例のところでも申しあげましたけど、99万 6,000円の補正額となっております。

そして、その他の欄におきましては教育長の期末手当の改正分でございますが、これは4万 9,000円の計上でございます。特別職の補正は、共済費を含めまして 910万 5,000円の減額補正でございます。

次ページ、37ページの一般職の欄をお願いしたいと思います。

職員数におきましては、補正前 540名が補正後 533名となっております。7名の減となっておりますわけでございますが、このうち助役を含めまして5名が退職、そして、国保と介護保険の特別会計へそれぞれ1名ずつの異動分で減となっておりますのでございます。内訳としまして、給料で 1,014万 6,000円の減額、職員手当で 3,511万 4,000円の減額でございます。共済費を含めまして一般職は 3,964万 9,000円の減額補正となっております。なお、8月と10月の人事異動によります一般会計の中の組み替えもさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、給与条例の改正の折の説明でも申しあげましたけど、条例改正によります影響額、一般会計では 156万 3,000円の減額で、1人平均年間 2,937円の減となります。特別会計を含めました全体でいきますと、172万円の減額で 2,930円の1人当たりの減額となります。

以上、歳出総額は 4,368万 8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

申しわけございませんけど、歳入、8ページ、9ページにお戻りをいただきたいと思えます。

歳出に対する歳入は、財政調整基金繰入金を 4,368万 8,000円減をして補正させていただいているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、議案第41号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○46番（宮本和子君）

今回、13ページの駐車場拡張予定地についてまずお尋ねいたします。

駐車場は、今、購入に向けての準備をしておるということですが、いつから利用できる予定をしているのか。また、売買単価についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

そして、この地図で見ますと、現在駐車場の北側については、今回対象になっていないと思えますが、今後、駐車場にしていく計画を持っておられるのか、その点の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○助役（山田信行君）

まず第1点目の、いつからこの新しい駐車場が使用できるかということですが、6月にかけて地主様との契約になりますと、それ以降、造成費、そういったことを積みますと、早くも新年度末から19年度早々にかけての使用開始、そういうことになってくるのではなかろうかと思っております。そして、用地買収の単価の関係でございますけれども、今のところ平米2万 4,200円、ここをめぐって地主さんと交渉をまいりました。

そしてもう一つ、現在使っている駐車場の北側の見通しでございますけれども、こちらの用地については、地主さんの相当の厳しい考えがございますので、当面は実現不可能と、そのように思っております。以上でございます。

○46番（宮本和子君）

今のお話ですと、北側の駐車場については今のところ考えていないということですが、本当にそういった点では、間口が相当狭くなるという点では利用するにもしにくい点があると思えますが、いろいろ地主さんの要望などはあるとは思いますが、そういう点では、今後やはり駐車場として確保するという方向で進めたいと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○助役（山田信行君）

ごもっともな御指摘でございますので、努力は継続してまいりますが、なかなか難しいと。当面、新しい駐車場を使うことになった場合に、東側に入出口を2カ所設けております。多少車が出る流れが分散できるように今考えているところでございます。

○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

○38番（永井千年君）

まず、財政運営のことで1点お尋ねをしたいんですが、今回、財政調整基金の繰入金の減額で対処されたんですが、いろんな考え方があると思いますけど、それ以外でも、お金は通常の年でいえば繰越金の金額の範囲で調整をしたりとか、こういう基金については年度末でやるようなところもあると思いますけれども、今回、この財政調整基金で調整したというのは、何か特別な理由があるんでしょうか。それが1点です。

それから今回、先ほど宮本議員の質問の関連ですが、来年、税務署に対する説明だとかいろんなのがあるというふうに聞きましたけれども、税法上、広さ、9人でしたか8人でしたか、この地権者、広い人と狭い人とあると思いますが、広さや金額で税法上の制限があるのかどうなのか、要するに税金のかかる人、かからない人というふうにあるのかどうか、ちょっとその辺も確認をしておきたいんですが。

○企画部長（石原 光君）

それでは、第1点目の財政運営の関係について御質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

議員御承知のように、今回の補正額そのものが減額補正ということもございまして、通常ですと、追加等があれば、議員おっしゃるように、繰越金とか、あるいは交付税とかという財源で財源調整をするのが本来の形ではあると思います。ですけれども、今回、補正額そのものが減額補正ということもありまして、当初から基金繰入金取り崩しを予定しておりました財政調整基金を、減額補正ということもございまして、一たんその額を戻し入れをするということで、今回、財源調整を行ったというのが理由でございます。

○助役（山田信行君）

2点目の駐車場施設に関連しての御質問でございますけれども、今回、土地収用法の適用事業になりましたので、税法上は5,000万円控除が受けられることになりました。それで、土地の今回該当しているところの広さの関係上では、広い人でも1,018平米、1反余りというような面積でございますので、5,000万円控除の対象になれば、所得税などの対象になる人はどなたもありません。そういうことでございます。

○議長（横井滋一君）

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。この時計で15分から再開いたします。また御協力よろしくお願いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（横井滋一君）

会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第42号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

それでは、日程第9・議案第42号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第42号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,262万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,020万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出であります。

内容につきましては、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第42号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

まず事業勘定、歳出の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

職員の異動によりまして、6人から7人に、1人の増となっております。そのため、一般管理費で給料218万9,000円、職員手当等で135万9,000円、共済費で70万6,000円、退職手当組合負担金で32万3,000円の補正をお願いしておりまして、歳出総額は457万7,000円の補正となっております。なお、給与費の明細書につきましては次ページに載せてありますので、お目通しをいただきたいと思います。

一つ前に戻っていただきまして、歳入の6ページ、7ページをお願い申し上げます。

歳出に対する歳入は、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金457万7,000円を計上させていただいております。

次に、直営診療施設勘定、後段の部分の8ページ、9ページをお願いいたします。

これにつきましては、職員手当等で188万2,000円の減額と職員共済組合負担金で132万3,000円の計上でございますが、歳出総額55万9,000円の減額補正となっております。なお、これも給与費明細書につきましては末尾の次ページに載せてありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

直営診療施設勘定の歳入、6ページ、7ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳出に対する歳入は、診療所運営準備基金繰入金を55万9,000円減額補正させていただいております。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、議案第42号についての質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第43号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第43号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第43号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億359万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,924万7,000円とする。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出であります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、介護保険特別会計補正予算（第2号）の保険事業勘定、歳出の8ページ、9ページをお願いいたします。

これも職員の異動によりまして、6人から7人に、1人の増員となっております。一般管理費で給料105万4,000円の補正、職員手当等で35万9,000円、共済費で20万1,000円、退職手当組合負担金で15万7,000円、一般管理費総額で177万1,000円の補正でございます。

そして、介護サービス事業勘定繰出金として59万4,000円の減額補正ですが、サービス事業勘定職員の人件費分でございます。これも異動によるものでございます。

歳出総額117万7,000円の補正となっております。なお、給与費明細書につきましては、次ページに載せさせていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

前に戻っていただきまして、歳入、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出に対する歳入は、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金177万1,000円、介護サービス事業勘定繰出分繰入金59万4,000円の減額で、歳入総額117万7,000円の補正となっております。

次に、後段のサービス事業勘定の歳出の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

老人福祉施設管理費、一般管理費でございますが、職員の増員はございませんが、先ほど申し上げましたように、異動によります補正でございます。給料として20万 8,000円、職員手当等で22万 4,000円、共済費で2万 2,000円の45万 4,000円の補正でございます。

下段の通所介護事業費でございますが、職員手当等で72万円の減額、退職手当組合負担金で4万 1,000円の補正ですが、サービス事業勘定職員の退職手当組合負担金は、すべてこの目で計上しておりますので、異動による補正でございます。

下段の居宅介護支援事業費で職員手当等36万 9,000円の減額補正となっております。

歳出総額59万 4,000円の減額補正となったものでございます。なお、給与費明細書につきましては、これも次ページに載せてございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

歳入、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳出に対する歳入は、保険事業勘定繰入金を59万 4,000円減額補正をさせていただいております。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第44号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第44号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

市長。

○市長（八木忠男君）

議案第44号をお願いします。平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 217万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億 1,852万 2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出であります。

内容につきましては、担当より説明させます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

これも歳出の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水事業費の職員手当等で190万4,000円、共済費で26万8,000円の補正をお願いし、歳出総額217万2,000円の補正となっております。なお、給与費明細書につきましては次ページに載せさせていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

歳入、7ページ、8ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳出に対する歳入として、一般会計繰入金217万2,000円の補正計上とさせていただいております。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

議案の10ページの時間外勤務手当で190万ですが、時間数、1人当たりの時間外勤務時間はどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

現在、ここにその時間数までは持ち合わせてはおりませんが、ただ、今後の必要な時間数としまして、実は、この予算を締め切りました11月から3月までの部分におきましては、600時間ほどまだ時間外が要するだろうと。5ヵ月間でございますが、そういう所管の申し出がございました。議員御承知のように、この当初の時間外勤務手当の設定としましては、時間外を各対象職員の給料額の10%を基準としてすべてお願いをしております。それで、その後の合併事務処理の中で、それぞれの時間外の程度が異なっております。一般会計もこの4特別会計もでございますが、すべて時間外においては、その点において今後どの程度の時間外を要するのか。事務量、特に事業課におきましては、後半の部分においては相当の事務量になる状況下でございますので、その点を加味させていただいて補正をお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第45号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第45号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第45号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 313万 3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億 7,874万 1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出であります。

内容は担当より説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の歳出でございますが、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思っております。

公共下水道事業費で、給料 277万 4,000円の減額、そして職員手当等で16万 6,000円の補正でございます。共済費につきましては52万 5,000円の減額でございます。歳出総額 313万 3,000円の減額補正となっておりますが、減額の理由といたしましては、職員が6人をお願いをしておりますが、現在1人が育児休業中でございます。このために減額をお願いするものでございます。なお、給与費明細書につきましては次ページに載せておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

前ページ、歳入、7ページ、8ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳出に対する歳入につきましては、一般会計繰入金 313万 3,000円の減額補正とさせていただいております。以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

議案第45号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・委員会付託の省略について

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第37号から議案第45号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第45号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第37号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第37号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

反対討論を行います。

今回の一部改正については、まず何よりも、事実上4月1日にさかのぼって引き下げるといふ、最高裁でも確定をしています不利益不遡及の原則に大きく違反することが第1点であります。

そして、この地域については、既に人事院勧告の資料の中でも出ておりますように、全国的には官民較差が公務員の方が高いと。その分引き下げるといふ勧告を出しているようですが、地域的に見れば、この中部地方として統計が出されたものについては、0.7%むしろ民間の方が上がっているという数字も出されております。中部地方でそういう数字ですから、地元の愛知県はもっと高いようになっているだろうというふうに思います。その点で、そうしたいわゆる景気が上昇していると言われ始めているこの時期に公務員の給料を逆に引き下げるといふ点は、全く賛成しかねるといふことであります。

そして、今度の引き下げについては、影響を受ける関連労働者は、地方公務員は326万5,000人と言われておりますが、全国的に見ても、関連の影響を受ける労働者はその2倍から3倍といふことで、大変大きなものがあります。この地域におきましても、大きな大企業というものがありありません地域ですから、市役所の公務員の給料が引き下がる影響は大変大きなものがあるというふうに思います。そういう点で、引き下げが悪循環の影響を与えてしまうものであります。また、今回の民間均衡の是正は、来年行われようとしています給与構造の改革、この方がもっと大きな金額であります。連続的に公務員の給料を引き下げていく一環でもあり、この入り口の段階でこうしたものはやめなければならないというふうに思います。

以上、今回の給与条例の改正については反対であります。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~



◎日程第15・議案第38号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第38号：愛西市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

○3番（吉川三津子君）

職員の給与に関するものについては、全体的に下げて民間レベルに合わせるということで、目的は明確なんですけれども、この期末手当の率というのは、全体的に調整するために算出されたものであります。この率を議員とか特別職、教育長の期末手当に当てはめることにより、その結果、期末手当がアップとなります。これらというのは自治体の裁量で決定することができますし、報酬等の審議会にかけて聞くこともできるものであります。こういった目的が明確でないアップは賛成できません。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論に移ります。

交互にいきます。賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

次に、発言のある方はどうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の議案に対して、反対の立場で発言をいたします。

今回の議員の報酬についての改正であります。質問等でもお話をいたしました。やはり本来、給与あるいは報酬というものは、労働の状況や、あるいは社会状況、そうしたものをかんがみながら決定されるものであります。そうした点で、今回の議員の報酬、あるいは特別職に対する調整、期末手当の引き上げというものは、市側としては一般職、特別職は連動するという話をしていましたが、やはりこれは個々の状況に応じて決定されるべきものである。到底その引き上げの根拠としてはならないと思います。さらに、結果的に議員及び特別職に関しては、期末手当が引き上がることによって全体的に引き上がるということにもなり、やはり市民からも到底納得できるものではないというふうに考えます。そういった点で、今回の議員の報酬の改定、さらには次2案の特別職、あるいは教育長に対する報酬の改定に関しては反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかよろしいですか。

○21番（井桁憲雄君）

給与関係に関しましては、職員の方とも連動はしますけれども、名目的に上げたという程度で、金額的にはそう大したことないと思いますので、皆さんがおっしゃるほどの影響はなかるかと思えます。それよりも、全体的にはやはり先に向けて上げる方向の方が社会的影響が快

いじゃないかと思われまますので、賛成とします。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第39号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第39号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

先ほども真野議員の方から市長さんに対して考え方を問いましたけれども、今回のこの議案の市長及び助役の給与については、同じ現場で働く者として、職員だけは給与の減額で、そして特別職だけは増額ということでは、非常にお手盛りの感じが強いというふうに思います。市長はやはり、この間、一連の10%カットから始まって、市長選挙の中でも主張されたことの延長線上で物を考えていただいて、終始一貫した考えで今回の条例改正は提案すべきでなかったのではないかとこのように思います。その点で、私は今回の引き上げは納得しませんので、反対といたします。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第40号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第40号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第41号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第41号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

議案第41号につきまして、反対の討論を行います。

この間、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号の採決が行われる中で、日本共産党は反対の態度を示してまいりました。それに伴う予算になっている点が反対の理由であります。ただ、この予算の中には、駐車場の拡張など必要な予算もありますが、全体として反対の態度をとってまいります。以上です。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第42号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第42号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第43号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第43号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第44号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第44号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第45号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第45号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。大変御苦労さまでございました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

##### ○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつを申し上げます。

提出をさせていただきましたそれぞれの案件、御指摘いただいた内容につきましては、私ども十二分に留意して進めてまいりたいと思っております。間もなく12月2日も定例会をお願いするわけございまして、御多用の中、またくれぐれもよろしくお願いを申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

##### ○議長（横井滋一君）

それでは、これにて平成17年第2回愛西市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

横井 滋 一

会議録署名議員  
第 7 番 議員

村 上 守 国

会議録署名議員  
第 8 番 議員

岡 本 敏 秋